



# 金 沢 市 公 報

第 3 0 2 1 号

令和2年(2020年)10月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○児童福祉法の規定による事業者の指定について て (障害福祉課) 3
○新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税 額控除の特例の対象となる行事について (市民税課)	1	● 公 告
○地縁による団体の認可について(3件) (市民協働推進課)	1	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 の取消しについて (建築指導課) 4
○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて ( " )	3	● 農 業 委 員 会 告 示
○令和2年告示第111号(戸籍謄本等の交付手 数料の徴収事務の委託について)の変更につ いて (市民税課)	3	○令和2年第10回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局) 4
		● 公 営 企 業 告 示
		○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建設課) 4

## 告 示

### ●金沢市告示第320号

金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)附則第52条に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものは、県内に事務所を有する者が行った又は行うこととしていた行事とする。

令和2年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

### ●金沢市告示第321号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称  
東原町会
- 2 規約に定める目的  
本会は会員相互の親睦を図ると共に豊かな生活の基盤を作る事を目的とし、会員の健康増進や、地域社会との交流を行い、健全な社会環境を育む事を目的とする。
- 3 区域  
東原町の全域
- 4 主たる事務所  
金沢市東原町ハ109番地
- 5 代表者の氏名及び住所  
小島 正雄  
金沢市東原町ハ109番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし

- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
なし
- 9 認可年月日  
令和2年10月21日

**●金沢市告示第322号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称  
黒田西町会
- 2 規約に定める目的  
本町会は「清潔で安心して住める町」をめざして、町会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 3 区域

町の名称	字	地 番
黒田1丁目		181番地～308番地
間明町	ホ	60番地1～71番地

- 4 主たる事務所  
金沢市黒田1丁目281番地1
- 5 代表者の氏名及び住所  
辻 隆信  
金沢市黒田1丁目281番地1
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日  
令和2年10月21日

**●金沢市告示第323号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称  
三社五十人町会
- 2 規約に定める目的  
本会は、会員相互の親睦を図り、互助・親和の精神をもって、会員の居住地域を、明るく住みよい町にすることを目的とする。

## 3 区域

町の名称	街 区 及 び 住 居 番 号
長土堀2丁目	15番21号～15番25号、16番10号～16番27号、17番2号～17番10号、17番16号～17番32号、18番3号～18番12号、18番15号、18番19号～18番33号
三 社 町	10番1号～10番5号

## 4 主たる事務所

金沢市長土堀2丁目17番3号

## 5 代表者の氏名及び住所

中町 博志

金沢市長土堀2丁目17番3号

## 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

## 7 代理人の有無

なし

## 8 規約に定めた解散の事由

なし

## 9 認可年月日

令和2年10月21日

## ●金沢市告示第324号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
戸室別所町 会	主たる事務所 の所在地	金沢市俵町子20番地1	金沢市戸室別所ハ92番地	令和2年3月1日
	代表者の氏 名及び住所	荒井 隆志 金沢市俵町子20番地1	中村 清一 金沢市戸室別所ハ92番地	

## ●金沢市告示第325号

令和2年告示第111号（戸籍謄本等の交付手数料の徴収事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和2年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事務所の所在地	金沢木越郵便局 金沢市木越1丁目151番地	金沢木越郵便局 金沢市木越1丁目150番地	令和2年10月12日

## ●金沢市告示第326号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和2年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750102988	児童発達支援・放課後等デイサービス さくらエール	金沢市元町2丁目6番10号	株式会社ダイヤホールディングス	金沢市元町1丁目16番19号	児童発達支援放課後等デイサービス	重症心身障害児	令和2年10月1日

## 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

令和2年10月21日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第89号	令和2年10月1日	泉本町4丁目192番2先から192番4先まで	38.4	4.6

## 農 業 委 員 会 告 示

### ●金沢市農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和2年第10回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和2年10月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

令和2年10月26日午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎職員研修所大研修室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (3) 非農地証明願について
- (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第33号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

令和2年10月21日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
令和2年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
粟崎町、御供田町、近岡町、利屋町、湊2丁目及び割出町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
2の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

令和2年(2020年)10月21日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)10月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄